

# 参考資料

総務省自治行政局公務員部応援派遣室

# 「災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の推薦について(依頼)」

## (令和3年3月31日付け公務員部長通知)

参考資料 1

総行派第21号  
令和3年3月31日

各都道府県知事 殿  
(人事・防災・市区町村担当課扱い)  
各指定都市市長 殿  
(人事・防災担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部長  
( 公 印 省 略 )

### 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の推薦について(依頼)

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員(以下「総括支援員等」という。)については、「災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱(以下「登録要綱」という。)」第4条により地方公共団体の推薦を受けて、登録要綱第5条の登録要件を満たす者を総務省において名簿に登録することとしています。

つきましては、登録要綱第4条第1項の規定に基づき、総括支援員等の推薦を依頼しますので、別紙をご参照のうえ、下記により御推薦いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を周知いただくとともに、市区町村(指定都市を除く。)からの推薦がある場合には、とりまとめの上御報告いただきますようお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

### 記

#### 1 推薦方法

別記様式1-1及び1-2「災害マネジメント総括支援員等推薦書」を電子メールにより提出

#### 2 推薦期間

令和3年5月17日(月)

(上記期限をもって推薦を受け付けますが、登録要綱第4条第2項に規定するとおり、期限後においても随時の推薦を受け付けます。)

#### 3 留意事項

- 令和3年4月1日時点での推薦をお願いいたします。
- 推薦基準については、以下の通りです。適任者の推薦について積極的に御検討いただきますようお願いいたします。
  - 災害マネジメント総括支援員(次のいずれにも該当する者)
    - 災害対応に関する知見を有する者
    - 地方公共団体における管理職の経験を有する者若しくは所属の管理運営に携わる職員であって、当該地方公共団体がその責任において推薦する者
    - 地方公共団体において5年以上の勤務経験を有する者
  - 災害マネジメント支援員(次のいずれかに該当する者)
    - 避難所運営業務に関する知見を有する者
    - 罹災証明書の交付業務に関する知見を有する者
    - その他災害対応業務に関する知見を有する者
- 別記様式1-2の「派遣担当部署連絡先」については、総務省が災害マネジメント総括支援員等の派遣の協力を依頼する際の窓口となる部署の連絡先を勤務時間外や休日に派遣の協力を依頼する可能性があることを踏まえて記載してください。
- 推薦者を対象とした登録研修については、令和3年度はWeb上で通年実施する予定です。
  - 詳細につきましては別途ご連絡いたします。
  - 登録手続については、当該研修を受講いただいた後に行う予定です。
- 災害マネジメント総括支援員の登録情報の取扱いについては、「災害マネジメント総括支援員の登録情報の取扱いについて(平成30年5月29日付事務連絡)」において通知したとおりです。また、災害マネジメント支援員の登録情報の取扱いについても災害マネジメント総括支援員と同様といたします。

(別紙)

## 積極的な推薦のために留意していただきたい事項

### 1. 災害マネジメント総括支援員の積極的な養成、登録

#### (1) 応援派遣室において必要と考えている登録者数

昨今の災害に係る応援派遣の状況に鑑み、被災地に1週間交代で3週間派遣することを想定すると、各都道府県及び指定都市において、災害マネジメント総括支援員については3名以上、災害マネジメント支援員については6名以上の確保が必要であると考えられること。

また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害への対応を考慮すると、各都道府県及び各指定都市において、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員について更なる確保が必要であると考えられること。

※各都道府県には市区町村を含む。

#### (2) 自団体の災害対応力の強化

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の知見は、自団体で災害が発生した場合における被害状況の把握や、他団体からの応援職員の要否の判断、関係機関との調整等において有用であり、災害対応力の強化につながること。

#### (3) 養成、登録推進の要請

上記を踏まえ、積極的に職員を推薦いただくとともに、研修を受けてもらうことで災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録者数確保に努めていただきたいこと。

また、防災担当部署等に所属する職員を充て職的に登録し、当該部署等から異動することを理由に登録を抹消する団体も見受けられるところであるが、異動後も引き続き登録を維持していただくとともに、防災担当部署等以外の他の部署の職員においても、積極的に推薦いただくことで、登録者数の確保を図ることも重要であると考えられること。

### 2. 令和3年度における制度運用の変更点

#### (1) 災害マネジメント総括支援員の要件緩和

災害マネジメント総括支援員の要件については、「所属の管理運営に携わる職員であって、当該地方公共団体がその責任において推薦する者」を加えたところであり、ここにいう「所属の管理運営に携わる職員」については、課長補佐等の特定の職名にかかわらず、所属の管理運営に携わっている職にある者が対象となるものであること。

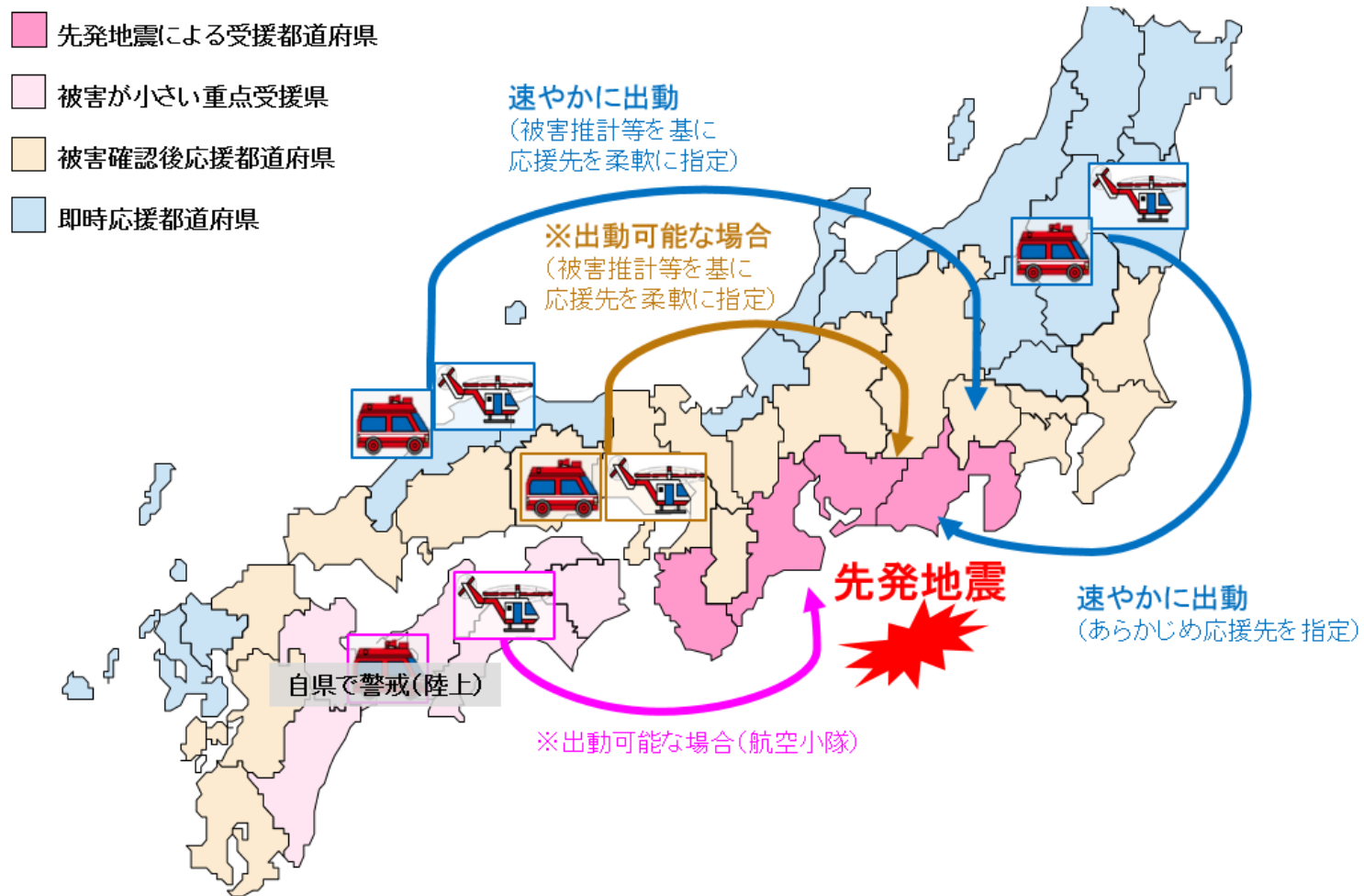
#### (2) 研修の通年化、WEB化

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の登録者数の増加に資するため、研修をWEB開催とし、通年化を予定していること。

# 南海トラフ地震発生時の出動イメージ

(第1回検討会 消防庁説明資料「南海トラフ地震等における緊急消防援助隊アクションプランについて」8ページ)

- 重点受援県の陸上隊は、対象地震発生後1週間は後発地震に備え、地元で警戒業務を行い、応援は行わない。
- 重点受援県の航空小隊は、転用容易のため、出動が可能な場合、応援を行うことができるものとする。



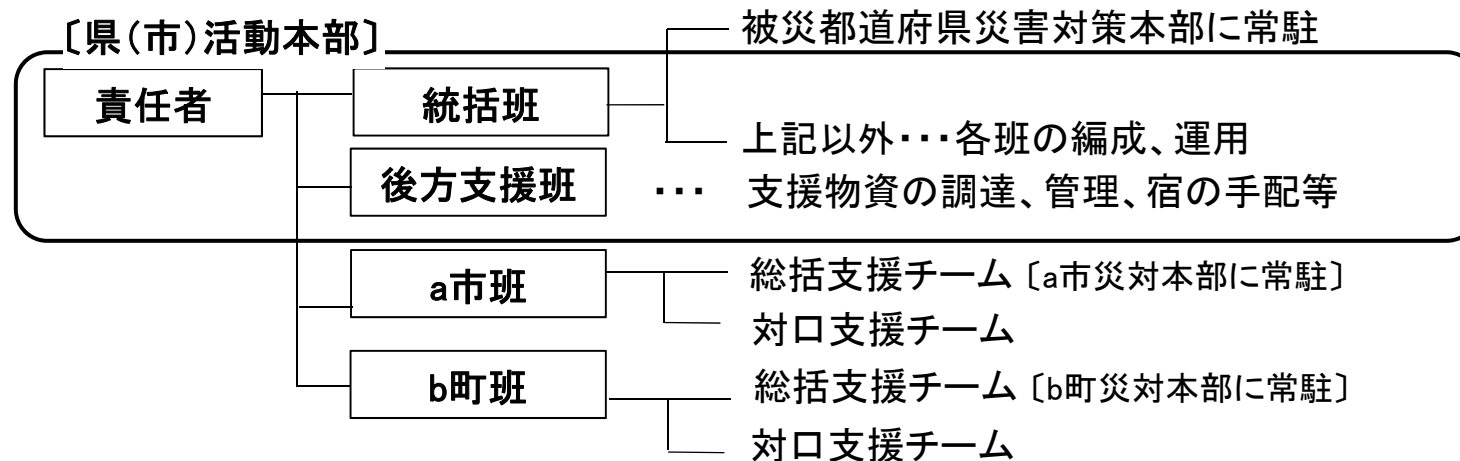
【想定震源域の東側でM8クラスの地震が発生した場合の応援出動イメージ】

# 県(市)応援隊のイメージ

(第2回検討会資料「論点の整理と対応の方向性(案)」7ページ)

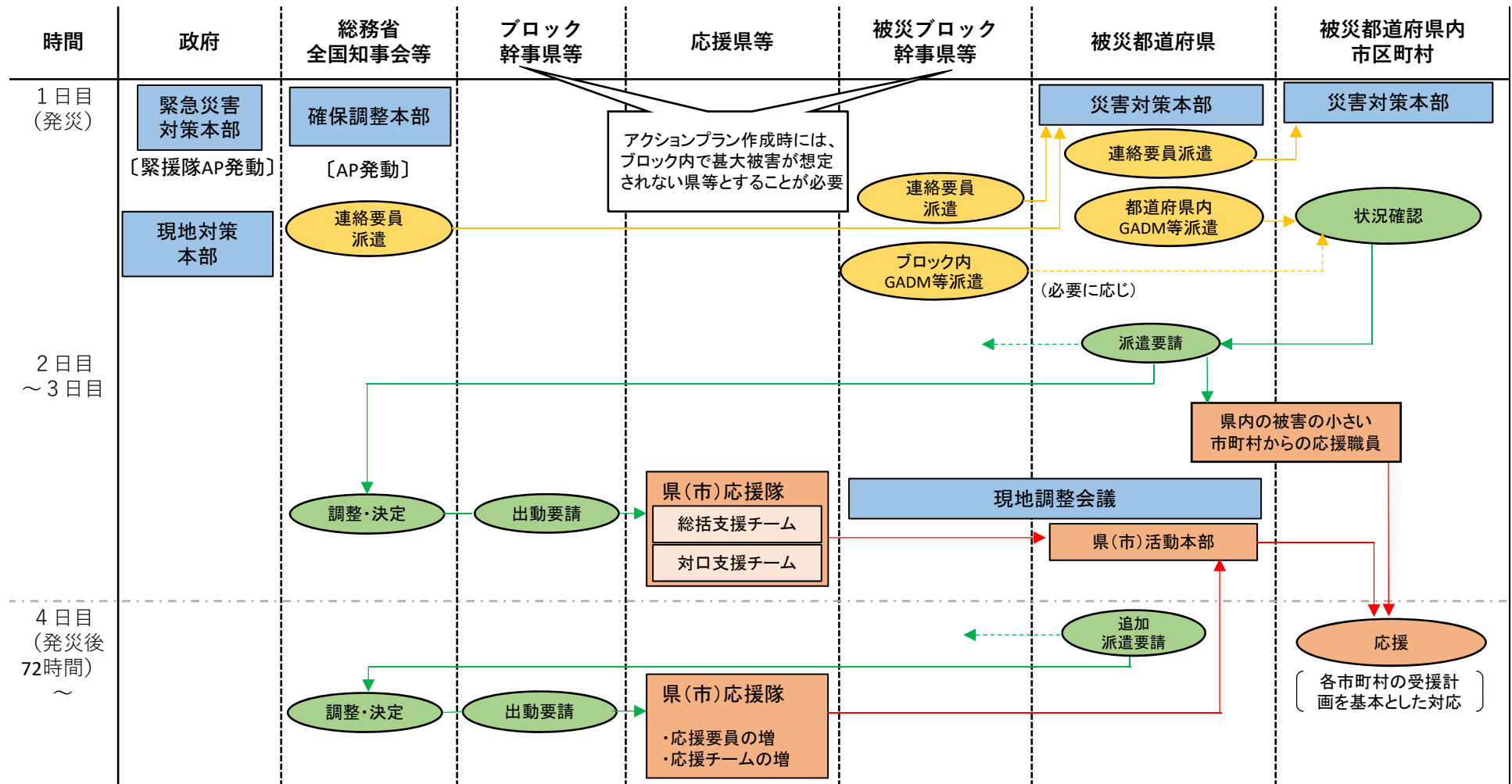
## 《県(市)応援隊の編成イメージ》

- 応援隊の責任者(1名): GADM登録されている者で、複数支援チームの運用を始めとした隊全体の統制を行う知見のある者(今後、こうした者を養成するための研修及び研修修了者の登録の仕組みを設けることの検討も必要と考えられる)
- 統括班(2~3名) { 派遣元地方公共団体との連絡調整、各班の運用 等  
1名は応援被災都道府県の災害対策本部へ連絡要員として派遣
- 後方支援班(2~3名): 応援隊活動のために必要な物資の調達・管理、宿の手配 等
- 応援班(応援市区町村ごとに編成) { 総括支援チーム(基本的に応援市区町村の災害対策本部へ) 対口支援チーム
  - ・ 総括支援チームは地域GADM等と連携・引継ぎを実施
  - ・ 各市区町村は受援計画に基づいて応援班を受入れ



# 発災時のフロー(イメージ)

(第2回検討会資料「論点の整理と対応の方向性(案)」10ページ)





内閣府「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」(平成30年4月。抜粋)  
 ([http://www.bousai.go.jp/kaigirep/tiho\\_juen/pdf/jyuen\\_guidelines.pdf](http://www.bousai.go.jp/kaigirep/tiho_juen/pdf/jyuen_guidelines.pdf)) 39ページ

セクター	初動期	応急期	復旧・復興期
行政	災害対策本部設置 本部会議 国・県・市町村等の合同会議		
	被害調査(公共施設・住家等)・被害認定調査		
	応援要請		
	道路啓開・緊急土木工事		
	災害情報発信		
	避難所開設・運営	避難所の環境整備	避難所閉鎖
	要支援者のケア		
	物資支援受け入れ		
	応急危険度判定実施		
	仮設住宅必要戸数算定	仮設住宅建設	「仮設住宅」受付
災害VC	【VC立ち上げ準備】 被害状況把握・情報収集 災害VC設置協議 資機材・運営費・要員確保	被災者への情報発信・ニーズ調査・支援活動	災害VC閉所
		災害VC運営(ボランティア受け入れ・オリエンテーション・安全管理)	
		災害ボランティア募集・活動情報発信	
		ボランティア保険事務	
		自治体との連絡調整・支援活動に関する協議	
	避難所・福祉避難所の開設運営協力 近隣社協との連絡調整 都道府県社協先遣隊の現地入り	近隣社協職員の応援(ブロック派遣)	生活支援に移行
多様な主体による民間支援	災害系NPO現地入り 現地拠点確保 情報収集 活動資金確保	被災者ニーズ・状況調査	
		避難所支援(炊き出し・医療・健康・介護・傾聴)	
		指定避難所以外の避難者支援(指定外避難所・在宅・車中泊)	
		災害VC運営支援	
		生活再建支援(片付け・清掃・法律相談)	
		物資支援	
			仮設住宅支援(引っ越し・見守り)
		中間支援(活動情報収集・共有・発信・関係機関との連絡調整・ボランティア活動支援)	

※ 本ガイドブックにおいては、  
**初動期**：「災害」から「災害VC開設」まで  
**応急期**：「災害VC開設」から「仮設住宅入居開始」まで  
**復旧・復興期**：「仮設住宅入居開始」以後 と定義している。